

日本感性工学会北海道支部規約（案）

（設置）

第 1 条 日本感性工学会会則第 3 条により、北海道地区に日本感性工学会北海道支部（以下「支部」という。）を置く。

（目的）

第 2 条 支部は北海道地区において、感性工学に関する学術、技術の進歩発展をはかり、会員相互の連絡、研修の場として、および関連学会との共同研修の場として、学術文化の発展に寄与することを目的とする。

（事業）

第 3 条 支部は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 研究および調査
- (2) 研究発表および学術講演会などの開催
- (3) 研究の奨励および研究業績の表彰
- (4) 講習会、見学会などの開催
- (5) 北海道地区における関連学会との連絡、協力
- (6) その他、目的を達成するために必要な事業

（会員）

第 4 条 支部の会員は、北海道地区に在住または勤務している日本感性工学会会員とする。

（役員）

第 5 条 支部に次の役員および支部評議員を置く。

2. 支部長 1 名、副支部長 1 名、支部幹事 10 名以内、支部監事（監査） 2 名、支部評議員 若干名とする。
3. 前項の役員その他、参与および顧問を置くことができる。

（役員を選任）

第 6 条 支部役員は、支部に属する日本感性工学会正会員（以下、「正会員」という。）から選出する。

第 7 条 支部評議員は、正会員の中から支部長が委嘱する。

（職務）

第 8 条 支部長は、支部を代表し、支部を統括する。

2. 支部長は、総会、幹事会および評議員会を招集し、その議長となる。
3. 支部長が欠けたとき、または事故があるときは、副支部長が代行するものとする。
4. 支部幹事は、支部長を助けて支部の事業を遂行する。
5. 支部監事（監査）は、支部の会計について監査を行う。
6. 支部評議員は、支部長と協力して支部の事業の遂行を援助する。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 第1項にかかわらず、役員に欠員が生じたときは、支部長が支部幹事会の議決を経て役員を選任することが出来る。欠員補充された役員の任期は、前任者の残余の期間とする。
3. 役員は任期満了後も、後任者が就任するまで、その職務を行なう。

(参与および顧問)

第10条 参与は幹事会の要請により、会務を促進するため、幹事会の業務を分担することができる。

2. 顧問は、卓越した学識や豊かな経験を持ち、本会発展に有用な示唆を与えてくれる者とする。

(総会)

第11条 総会は、定期総会、臨時総会の2種とし、支部長が招集する。

2. 総会は、正会員、参与および顧問をもって構成する。
3. 総会は、正会員の5分の2以上の出席をもって成立する。ただし、あらかじめ委任状を提出した者は、出席者とみなす。
4. 決議は、出席者の過半数をもって行い、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(定期総会)

第12条 定期総会は、毎年1回、会計年度終了後4カ月以内に開く。

(臨時総会)

第13条 臨時総会は、幹事会又は監事(監査)が必要と認めた場合に招集される。ただし、正会員の過半数から、理由を示して要求があったときは、臨時総会を開くものとする。

(総会の議長)

第14条 定期総会の議長は、支部長が務めるものとし、臨時総会の議長は、会議のつど正会員の互選で定める。

(総会の通知)

第15条 総会の招集は、その開会期日1カ月前までに、総会に付すべき事項、日時および場所を記録した書面等によって、会員に通知しなければならない。

2. 出席会員の3分の2以上の同意があったときは、あらかじめ通知しなかった事項について審議し、議決することができる。

(承認事項)

第16条 次の事項は、幹事会の議決を経て、定期総会の承認を求めなければならない。

- (1) 事業に関する事項
- (2) 予算および決算に関する事項
- (3) 役員を選出に関する事項
- (4) 規約の改廃に関する事項

(5) その他、幹事会が必要と認めた事項

(幹事会)

第 17 条 幹事会は、支部長、副支部長および支部幹事をもって組織する。

2. 支部長が必要と認めたときは、支部評議員および支部監事（監査）の出席を求めることができる。

3. 幹事会は、必要の都度、開催する。

4. 幹事会は、次の事項を審議する。

(1) 総会に提出する議案

(2) 支部の事業の実施に関する事項

(3) その他、支部の運営に関して必要な事項

(評議員会)

第 18 条 評議員会は、支部長、副支部長および支部評議員をもって組織する。

2. 支部長が必要と認めたときは、支部幹事および支部監事（監査）の出席を求めることができる。

3. 評議員会は、必要の都度、開催する。

4. 評議員会は、支部運営に関する重要事項について支部長の諮問に応じる。

(会計)

第 19 条 支部の運営費は、支部講演会等の事業収入、および外部からの寄付金などでまかなう。

(会計年度)

第 20 条 支部の会計年度は、日本感性工学会の会計年度に準拠し、毎年 8 月 1 日に始まり、翌年 7 月 31 日に終わる。

(雑則)

第 21 条 この規約は、総会で 3 分の 2 以上の賛成を得たうえ、日本感性工学会理事会の承認を得なければ改廃することができない。

第 22 条 この規約に定めるもののほか、支部の運営に関する必要な事項は別に定める。

(付則)

1. この規約は平成 25 年（2013 年）11 月 30 日から施行する。